

令和2年度

第3回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和2年6月22日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年6月22日(月) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 3番 小西 修
- 5番 黒田 直文
- 6番 富田 敏弘
- 7番 石井 崇雄
- 8番 豊田 敏計
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 12番 山下 大輔
- 13番 岡下 定幹
- 14番 小出 章寛
- 15番 合田 亘
- 16番 山内 春雄
- 17番 川下 肇
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

合田 尊男

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

事務局主任(農地係長)

石井 盟人

事務局主事

藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第3回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、2番合田政光委員、並びに10番中村委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和2年6月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲受人は、三豊市豊中町と観音寺市流岡町との市境周辺でタマネギの種子生産による農業経営を行っている農地所有適格法人で、申請地は譲受人の本社に近接しており、また、譲受人は周辺農地を耕作していることから更なる集約化が図れるものです。

2番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は自己耕作農地に隣接する農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

3番の申請は、高齢のため農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

4番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

5番と6番の申請は譲渡人が同じで、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人はいずれも農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

以上6件の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、小西 修 委員から補足説明を行います。

小西委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして2番から3番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして4番について、合田 亘 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして5番について、川下 肇 委員 補足説明をお願いします。

川下委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして6番について、山内 春雄 委員 補足説明をお願いします。

山内委員 問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年6月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、茂木町三丁目甲462-3で市役所から北約390mに位置し、県道観音寺善通寺線に接する都市計画用途地域第二種中高層住居専用地域の3種農地であり登記地目が田、現況地目が宅地300㎡です。転用目的は、貸事務所です。

転用に及んだ理由ですが、昭和47年頃申請者の父が転用申請を行わないまま建築しており、今回相続し、登記地目が変更されていないことに気づき、始末書を付しての追認申請であります。

2番の申請場所は、茂木町五丁目甲479-1で水道局から南約10mに位置し、市道茂木財田川線に接する都市計画用途地域第一種住居地域の3種農地であり、登記地目が畑、現況地目が宅地364㎡です。

転用目的は、貸住宅です。

転用に及んだ理由ですが、昭和30年頃申請者の父が転用申請を行わないまま建築しており、今回相続し、登記地目が変更されていないことに気づき、始末書を付しての追認申請であります。

3番の申請場所は、大野原町中姫字明加1953-1で大野原中学校から北東約720mに位置し、市道安井連絡線に併せ地が接する都市計画区域外の2種農地であり、登記地目が田、現況地目が宅地138㎡と併せ地878.2㎡、合計1016.2㎡です。

転用目的は、宅地拡張です。

転用に及んだ理由ですが、10年前に孫の成長に伴い家が手狭になったためと、農業用倉庫を転用申請を行わないまま建築しておりました。申請者は農地法の知識がなく、このたび無断転用であることをしり、始末書を付しての追認申請であります。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番、2番について、合田 政光 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

議長（会長） 3番について、中村 能身委員 補足説明を行います。

中村委員 問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年6月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は11件です。

議案書の8ページをご覧ください。

1番の申請者は、株式会社真建（しんけん）ホームズ 代表取締役 宮崎真（みやざき）様で、松山市宮西一丁目6番3号に主たる事務所を置き平成17年設立、資本金1000万円で、宅地建物取引業等を営む法人です。

転用目的は宅地分譲で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町六丁目甲1276-3で観音寺駅から東約220mに位置し、市道栗井駅南線に接する都市計画区域内用途地域第一種住居地域で、3種農地です。

転用面積は田530㎡、併せ地は192.29㎡で、合計722.29㎡です。

転用に及んだ理由ですが、同地区は、生活環境が好評であり同地区の住宅地を求める人がこれからも多くなると見込みがあり、分譲住宅用地も需要があり、今回の申請であります。

また、用途地域内で宅地分譲を行う場合は、分譲後3年以内に住宅の建築を行わない場合に、宅地の買い戻しを行わなければならないもので、それを証する契約書も提出されております。

2番の申請者は株式会社プレひまわり 代表取締役梶原聡一（かじはらそういち）様で、広島県福山市西新瀬町二丁目10番11号に主たる事務所を置き昭和59年設立、資本金4900万円で、医薬品等の販売等を営む法人です。

転用目的は店舗で、賃借権の設定をしようとするものです。

申請場所は、坂本町七丁目甲931-1外3筆で観音寺市役所から西約430mに位置し、市道駅通り池之尻線に接する都市計画区域内用途地域第一種低層住居専用地域で、3種農地です。

登記地目が田、現況地目が田2,121㎡で、併せ地は有2166.27㎡、合計4287.27㎡です。

利用計画ですが、店舗平屋建2棟でそれぞれ1160.35㎡、178.75㎡です。

転用に及んだ理由ですが、事業拡大のため新規出店の用地が必要となり、幹線道路に面し立地条件の良い本申請地を選定しました。

計画地周辺の状況等から4,000㎡程度の候補地を探していたところ、高齢などにより経営縮小を考えて

いた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。

3番の申請の転用目的は非農家の自己住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。譲受人の祖父にあたる譲渡人から無償の所有権移転です。

申請場所は、高屋町金ヶ内1068-1で高室小学校から北西約350mに位置し、市道当免西上線に接する都市計画区域外の2種農地であり、転用面積は田466㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建126.7㎡で土地利用率は27.18%です。

転用目的は、一般住宅です。

転用に及んだ理由ですが、2人目の子どもを出産予定であり、今後の育児等を考え、実家近くでの居宅建築を予定しており、このたび、祖父から土地を譲り受け転用に及びました。

5番の申請者は株式会社フォルムハウス代表取締役磯野卓也様で、観音寺市植田町351番地5に主たる事務所を置き平成15年設立、資本金500万円で、建築工事請負業などを営む法人です。

転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町落井手乙826-2外3で柞田小学校から西約500mに位置し、県道観音寺佐野線に接する都市計画内非線引き地域の2種農地であり、転用面積は田2085㎡です。併せ地は82.64㎡、合計で2167.64㎡です。

利用計画ですが、建売分譲住宅6棟2階建318㎡と建売分譲住宅3棟2階建198.75㎡で、実測平均区画222.13㎡、平均建築面積57.41㎡、平均土地利用率は25.84%です。

申請者は、他地区での分譲事業も好調であり、また当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、相続したものの、高齢などにより経営縮小を考えていた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化され、小学校や金融機関も500m以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれ、また、農地転用に伴う隣接農地関係者の同意や、地元土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

6番の申請者は株式会社三協ハウジング代表取締役吉田孝一様で、観音寺市植田町1713番地1に主たる事務所を置き平成2年設立、資本金1000万円で、建築工事の設計施工や不動産の売買等を営む法人です。

転用目的は建売分譲住宅で、所有権（有償）しようとするものです。

申請場所は、柞田町字中村丙1730-1外6筆で市立柞田小学校から南東約440mに位置し、旧国道柞田大野原線に接する都市計画内非線引き地域の2種農地であり、転用面積は田1,847㎡、現況地目宅230㎡です。併せ地は508.16㎡、合計で2585.16㎡です。

利用計画ですが、建売分譲住宅7棟2階建423.29㎡と建売分譲住宅2棟2階建166.06㎡で、実測平均区画262.01㎡、平均建築面積65.48㎡、平均土地利用率は24.99%です。

申請者は、他地区での分譲事業も好調であり、また当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、相続したものの、高齢などにより経営縮小を考えていた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化され、小学校や金融機関も500m以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれ、また、農地転用に伴う隣接農地関係者の同意や、土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

7番の申請者は株式会社みすずホーム代表取締役塩田勉様で、高松市多肥上町56番地1に主たる事務所を置き平成15年設立、資本金2000万円で、不動産の売買等を営む法人です。

転用目的は貸店舗で、賃借権の設定をしようとするものです。

申請場所は、本大町江藤道東 788-1 で一の谷小学校から南西約 1200mに位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画区域外の 2 種農地であり、転用面積は、田 1020 m²です。併せ地は 1900.8 m²、合計で 2920.8 m²です。（三豊市の転用面積 1,222 m²、宅地併せ地 678.80 m²）

利用計画ですが、貸店舗 1 棟平屋建 198.25 m²と倉庫 1 棟平屋建 7 m²で合計 205.25 m²です。

転用に及んだ理由ですが、申請人の所在地である高松市では、既存店舗が多く出店用地確保が困難であるため、県内の土地を検討した結果、交通量の多い県道沿いでかつ近隣に既存店舗がなく、貸店舗用地として最適な申請地を選定しての転用申請であります。

8 番の転用目的は一般住宅で、使用貸借権しようとするものです。借人の妻の父親にあたる貸人から使用貸借権の設定を行うものです。

申請場所は、本大町本村道西下 1544-1 外 1 で一の谷小学校から北西約 400mに位置し、市道本村三豊中学校線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の 2 種農地であり、転用面積は田 389 m²です。併せ地は 42.41 m²、合計で 431.41 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟平屋建 123.41 m²で土地利用率は 31.72%です。

転用に及んだ理由ですが、夫婦二人で暮らしており、将来の子育てや妻の両親の介護のことを考え、妻の両親宅の近くで居宅を建設したいと考えての転用申請であります。

9 番の転用目的は宅地拡張であり進入路を新たに作るもので、無償の所有権移転をしようとするものです。これは譲受人の従弟にあたる譲渡人から無償の所有権移転を行うものです。

申請場所は本大町字本村道西下 1566-5 で、8 番申請の併せ地の隣の土地になります。

この申請は 8 番の申請の完了に伴い、今まで本申請の譲受人が使用していた進入路を 8 番の申請者が使用するため、従弟から農地の一部を譲り受け、進入路を新たに作るものです。

10 番の転用目的は一般住宅で、無償の所有権をしようとするものです。譲受人の祖母にあたる譲渡人から無償の所有権移転を行うものです。

申請場所は、大野原町大野原彦エ砂 6658-1 で大野原小学校から南約 1200mに位置し、市道砂畑石砂線に接する都市計画区域外の 1 種農地であり、農地転用面積は田 499 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟 2 階建 91 m²とカーポート平屋建 1 棟 25 m²で土地利用率は 23.24%です。

転用に及んだ理由ですが、住民票は移していないが、妻と子供 3 人の 5 人でアパートに住んでおり、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になり、子育ての利便性を考え、実家の近くに祖母から土地を譲り受け、家を建設するための申請であります。

11 番の転用目的は、非農家の自己住宅の宅地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町中姫大坪 691-2 で大野原中学校から北東約 680mに位置し、市道東村線に併せ地が接する都市計画区域外の 1 種農地であり、農地転用面積は、登記地目が田、現況地目が宅 99 m²です。併せ地は 538.88 m²、合計で 637.88 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟平屋建 131.86 m²、納屋・居宅 1 棟平屋建 124.07 m²、物置・トイレ 7.4 m²で土地利用率は 37.28%です。

譲渡人の父が 2 5 年前ほどから宅地拡張を行っており、今後は譲受人も現況のとおり利用するという意向があるため、始末書を付しての申請となっております。

売買に及んだ理由ですが、譲受人夫婦が譲受人の両親と同居しているが、手狭であり、将来のことを考え、近隣で不動産を探していたための申請であります。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番、2番については、合田 政光 委員 補足説明を行います。

合田委員 問題ありません。

議長(会長) 3番について、私 から補足説明を行います。

問題ありません。

5番、6番について 富田 敏弘 委員、補足説明をお願いします。

富田委員 問題ありません。

議長(会長) 7番から9番について 荻田 昇吾 委員が欠席のため、私から補足説明を行います。

荻田委員 問題ありません。

議長(会長) 10番について 山下 大輔 委員、補足説明をお願いします。

山下委員 問題ありません。

議長(会長) 11番について 中村 能身 委員、補足説明をお願いします。

中村委員 問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 問題ありません。

会長 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和2年6月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請地は、観音寺市出作町字荒神岡1156番4で、香川西部養護学校から北西に約400mに位置し、登記地目は田、現況地目は公衆用道路で、面積は0.69㎡です。昭和61年より観音寺市道として利用されているため、転用におよんだもので、非農地の認定基準の「農地法第4条第1項第2号の規定による転用許可を得る必要がない案件で、特に証明を必要とする土地」に該当するものです。

2番の申請地は、観音寺市大野原町花稻字西三嶋222番3で、大野原支所から西に約2.5キロに位置し、登記地目は田、現況地目は公衆用道路で、面積は5.49㎡です。令和元年5月22日許可の株カナエテクノスの転用に伴い農道を付け替えましたが、農地耕作の利便性を考え農地を農道にしたもので、非農地の認定基準の「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番については、小西 修 委員 補足説明を行います。

小西委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2番について 合田 亘委員 補足説明を行います。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長）異議がないようですので、議案第4号「非農地証明願について」は、承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。議案第5号について説明させていただきますので、議案書の14ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和2年6月22日 農業委員会 会長からの提出です。

次の15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画（所有権移転）令和2年6月30日公告（案）ですが、こちらは、公益財団法人香川県農地機構の特例事業であります農地の売買です。

今月は、所有者から農地機構への所有権移転の申し出がありまして、7筆、合計8,475㎡の集積となります。

次の16ページをご覧ください。

1番と2番の譲渡人は市内在住の方で、それぞれ最近、相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を8,000㎡以上耕作している認定農業者の入江さんとの間で話がまとまったため申請に及んだものです。

3番、4番、5番、6番、7番については、いずれも高齢や市外在住のため、農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を8,000㎡以上耕作している認定農業者の近藤さんとの間で話がまとまったため申請に及んだものです。

なお、この7筆の申請につきましては、6月3日に利用調整会議を開催しました。農地所有者と買受け予定者、地区農業委員さんにご出席いただきまして、機構担当職員との間で、細部の調整は完了しております。

次の20ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年6月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

高室地区4, 350㎡、柞田地区8, 219㎡、豊田地区9, 985㎡、一ノ谷地区6, 696㎡、大野原地区31, 270㎡、豊浜地区13, 936㎡です。合計、田95筆、面積74,456㎡となっております。

今月は32件の申出がありました。

申出の中で、27ページ12番の受人、農事組合法人一ノ谷生産組合の経営面積が表示されておりましたが、現在、農事組合法人一ノ谷生産組合は、全て11月から5月の間、期間借地をしている関係で、現在の面積は表示されておられません。今回、試しに1年を通じて貸借し、可能であれば、他の農地についても、1年に変更していく予定です。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

一通りお目通しいたごましまして、議案書の40ページまでお進みください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年6月30日公告(案)ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

常磐地区5,691㎡、柞田地区11,453㎡、木之郷地区978㎡、豊田地区23,872㎡、粟井地区11,755㎡、大野原地区12,884㎡、合計、25件、田63筆、66,633㎡です。貸借が11件、使用貸借が14件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の41ページから46ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借となります。

今月は、認定農業者が7件、農業法人で認定農業者が12件、認定新規就農者が4件となっています。

全て、新規で、貸借が10件、使用貸借が15件となっており、令和2年7月1日付で設定される貸借となります。

議案第5号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画(案)に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長(農政管理係長) 議案第6号について、説明させていただきますので、議案書47ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画(案)」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和2年6月22日 農業委員会 会長よりの提出です。

次の48ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第5号の農用地利用集積計画(案)を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件2件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、8月1日からとなります。

議案第6号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

会長 特にないようですので、議案第6号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

会長 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和2年度第3回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>